

第6期 第2回自治基本条例推進委員会 会議録（概要）

名称	第6期 第2回自治基本条例推進委員会
開催日時	令和4年3月24日（木） 午後6時00分～午後7時15分
開催場所	阪南市役所3階 全員協議会室
出席者	【委員】新川委員長、壬生副委員長、戸口委員、福岡委員、田中委員 猪俣委員、岡委員、森本委員、木村委員、須藤委員、牛田委員 11人出席 【市】 政策共創室 藤原室長、御坊谷室長代理、藤井総括主査、岩下主査、枇榔主事
傍聴人数	1人
議題	○自治基本条例見直し検証作業の中間報告について
資料	○資料1 検証シート ○参考資料1 検証作業について ○参考資料2 検証作業に必要な資料一覧
会議	あいさつ 委員長 皆さんこんばんは。 今年2回目ということで、コロナ禍ですが、こういう形で参集いただけたこと大変うれしく思っています。阪南市の自治基本条例というのは、市民が自分自身で自分たちの地域をより良くしていく。そのための拠り所として成り立っていると理解をしております。この自治基本条例が、市民のためそして市民自身が、自分たちの未来を掴み取るため、また、その実施のための条例になっているかどうか。そのことを、この1年かけて、検証をしてきているところです。 去年の7月に、この推進委員会で、次に向けての検討ということで部会を設け、自治基本条例のこれまで、そして今後の課題について検討いただくこととさせていただきます。 今日は、まだ中間段階ですが、その報告等をいただきながら、これからの市民自治について、ご意見等、ご議論をいただければと思っております。今日も、よろしく願います。 【自治基本条例見直し検証作業の中間報告報告について】 事務局 資料1に基づき、検証作業の流れ、条例の内容、検証の経過について説明。 副委員長 具体的な部会での検証作業と、その結果について報告をいたします。 (部会長) 検証作業は、2つの視点から行いました。1つ目が、社会的情勢に合わせて、見直す必要があるかどうかという視点。これは、自治基本条例が策定されてから、10年以上経過していることから、市を取り巻く環境が変わっていることに合わせ、条文を追加・削除する必要があるか。又は、条文を変更したりする必要があるか。ということです。 2つ目が、適正かつ円滑に運用されているかどうかという視点。これは、条文に記載されている事項が、阪南市において、取り組まれているのかどうかということを検証する。ということです。 これらを検証するにあたり、資料を見ながら、部会で議論を行ったということになりますが、この2つの項目、それぞれについて必要な資料を整理することが、難しいこともあり、主に運用状況がわかる資料を確認して議論を行っています。 また、前文や理念、原則など、運用の状況を確認することが難しい条文については、その他の各条文を検証していくことによって、総合的に内容確認をすることとしております。 中間報告までに検証作業を行った部分が第16条までとなり、その内、資料を用いて議論を行った条文は8条です。その検証結果を、どのように示しているのかということ、それぞれの条文について4つの分類に分けています。 1つ目が、条文に従いこれまで通り取り組んでいく。2つ目が、条文に従い新たな取り組みを検討する。3つ目が、条文を改正する。4つ目がその他。となっています。現時点では、具体的に運用状況等確認した条文8条すべて、条文に従いこれまで通り取り組んでいく。という結論を、部会で出しております。 ただ、これまで通りとしても、部会として意見を付しておくべきと判断した条文については、意見を付す形としております。その結果、8条すべての条文に意見を付しているということになっています。 では、具体的に、各条文でどのような検証を行い、どのような意見を付けたのか、ご説明します。 副委員長 第2条最高規範性についてです。 (部会長) 自治基本条例は、市が定める最高規範であり、市民議会及び執行機関はこれを遵守し、また、他条例等の制定・改定・改廃等にあつては、整合を図らなくてはならない。と規定しております。検証する際には、平成29年9月の自治基本条例改正した以降に策定された条例について、その条例の策定段階において、自治基本条例に規定している市民委員の参画や、パブリックコメント、策定前後の情報発信などが、しっかりと取り入れられているかどうか。ということを確認しました。 改正後に作成された条例については、特に市民に影響のあるような条例については、自治基本条例に規定されている項目について、適正に運用されており、検証結果は、これまで通り取り組んでいくことでいいのではないかと結論付けました。 部会において、どのような意見が出たかということですが、「最高規範性については今までも確認されていると思われるが、引き続きしっかりと整合性を図るように、今回も意見を付す必要がある」という意見も出ました。よって、今回の検証結果にも、意見を付すということと、「他条例等の制定、改廃、解釈及び運用について、自治基本条例の整合性を引き続き図ること」「職員においても、自治基本条例の趣旨を尊重し、事業の立案実施評価に努めること」という意見を付しております。

副委員長 (部会長)	<p>次に、第7条財政自治の原則についてです。</p> <p>最初の説明で、原則等の項目は検証全体を見ていく中で見直すという説明を行いました。この財政自治の原則については、この自治基本条例の中で、財政のあり方について触れているのがこの条文だけであり、また、市民の関心も高いということもあるため、資料を用いて確認を行いました。</p> <p>検証に用いた資料は、行財政構造改革プランの改訂版、財政非常事態宣言を発出している他市町村で、発出したことにより自治基本条例を改正したような事例などを用いて検証を行いました。行財政構造改革プラン改訂版を見るにあたっては、歳入と歳出の調和のとれた財政運営ができるような計画になっているか。ということ、実現可能性が高い計画か。ということを踏まえ検証しました。</p> <p>その結果、財政行財政構造改革プラン改訂版においては、財政の健全化を目指すために取り組むべき事項を定めて取り組んでおられる。ということ。もう1つの他市町村において財政非常事態宣言を受け、自治基本条例の見直し作業を行った部分があるのかについては、事例として見受けられませんでした。</p> <p>検証結果としては、これまで通り取り組んでいく。という結果としました。次に部会でどのような意見が出たかということですが、「財政について、具体的な状況がわかっていなかった。」「財政状況の公表について、ウェブサイトや広報誌で情報発信しているというのは分かるが、市民が見やすい・見てもらいやすい・自分から探しに行かなくても、目につくような情報発信の工夫をすることが必要」「財政運営においては、行政だけでなく、関わる市民や事業者の声もしっかり聞いていく必要がある」「市民側も、自分たちが住んでいる町の財政状況に関して、関心を持つ必要がある」というような意見が出ました。</p> <p>これらの意見を踏まえて、検証結果に付す意見としては、「財政状況の公表を工夫し、幅広い市民への情報発信を行うこと」「説明会等を活用して、情報提供の機会の確保を努めること」「その機会を持つ時には、行政が説明するだけでなく、より多くの市民意見を傾聴する姿勢を持つこと」という意見を付しました。</p>
副委員長 (部会長)	<p>次に、第10条、第11条、第12条を規定している第5章の議会についてです。</p> <p>議会についての記述があるのは、第5章議会の部分で、第10条の議会の役割、第11条の議会の責務、第12条の議員の責務があり、部会では、この3つを分けて議論するのは難しいと判断し、まとめて議論を行いました。この3つの条文を検証する際に用いた資料としては、議会改革推進検討会の資料、議員が市民向けに発行している情報誌、議会に関する部分の市のウェブサイト、議会だより、議員個人のホームページ、あと議員個人のSNSの記事などを用いて検証を行いました。</p> <p>検討した中で、議会改革検討会においては、ICT化を進めたり、議会基本条例を作ろうという議論が進められていることがわかりました。その会議の内容については、市ウェブサイト上で公開されています。また、議会だよりを確認したところ、イラストや写真を掲載し、分かりやすくするとか、だよりに記載されていないことをもう少し深く知りたいと思った人向けに動画が閲覧できるように、QRコードを添付されているなど、誌面を読みやすくしたり、また、読者から意見を募集するなど、様々な工夫がされていることがわかりました。</p> <p>これらの検証を踏まえて、第10条、第11条、第12条についても、これまで通り取り組んでいく。という結果としました。ただし、部会での意見としては、いろいろ出ており、例えば、「議会は、意思決定機関であること。そのような認識をしっかりと持ってもらいたい」という意見も出ました。実は、これは第10条を見ていただくと、言葉がきっちり入っています。また、「市の職員だけでなく議員一人一人にも、この自治基本条例をしっかりと読んでもらいたい。意識して活動してもらいたい」「議会だよりは、今も読みやすく様々な工夫がされているが、これからはっきり工夫を継続してもらいたい」という意見が出ました。</p> <p>これらの意見を踏まえ検証結果に付す意見として、第10条については、「行政の監視や監督だけでなく、議会が意思決定機関であることをしっかりと認識して欲しい」第11条については、「議会だよりについて、レイアウトを工夫しながら、引き続き市民が読みやすい紙面づくりに努めること」第12条については、「阪南市におけるまちづくりの基本となる自治基本条例を、議員もしっかり意識・活用して欲しい」という意見を付しました。</p>
副委員長 (部会長)	<p>次に、第6章執行機関第13条市長の責務についてです。</p> <p>条文を検証する際に用いた資料は、市長懇談会や動く市長室の実施の状況、市政運営方針、総合計画、行政評価の報告書、人材育成に関する方針、職員の研修計画などを用いて検証を行いました。</p> <p>その結果、市長自らカフェやサロンに赴いて、地域住民との交流、情報交換・共有を行ったり、タウンミーティングを開催し、市民の声を取り入れたり、聞く機会を持たれていることがわかりました。また、行政の実施する事務について、毎年、評価を実施を行い、次の年にどのように取り組むかという方針を明確に示していることもわかりました。職員に関しては、目指すべき職員像を掲げ、人材育成の方針、そして、その方針に基づいて毎年作成する職員研修計画、これらの則り育成研修を進めていることがわかりました。</p> <p>これらを踏まえて、第13条市長の責務に関する検証結果は、これまで通り取り組んでいく。という結果としました。</p> <p>部会でのどのような意見が出たかということですが、「業務について自己評価や、外部評価を受けるなど、チェックの仕組みは大事」「説明会の開催など市民に周知を行うときには、わかりやすい情報発信や工夫が必要」「職員の研修についても大事」「新しい情報であるとか、仕事を進めていく上で大切な情報、それらをしっかりと吸収できるような場を設けていただきたい」という意見が出ました。</p> <p>これらの意見を踏まえ検証結果に付す意見として、「行政経営方針に記載の取り組み項目を着実に実行するとともに、取り組み内容の市民への見える化について取り組むこと」「事業や計画等の説明については、広報誌やウェブサイトだけでなく、広く市民に周知をして、理解が得られるよう情報発信の工夫に努めること」「事業実施にあたっては、協働の視点が重要になってくるため、研修を企画立案するときは、中堅職員や管理職も対象に含め、座学だけに留まらない、場合によっては現場に出ていくような研修となるよう工夫をしてください」という意見を付しました。</p>

副委員長 (部会長)	<p>次に、第15条職員の責務についてです。</p> <p>条文を検証する際に用いた資料は、研修の実績報告書、人事交流の状況、第14条と同じく行政評価報告書、第13条と同じく職員の研修計画を用い、検証を行いました。</p> <p>その結果、研修担当部署である人事課だけではなく、各部署においても研修を実施したり、その内容についても専門性のある内容や、交通安全講習など多岐にわたる内容であり、職員は学ぶ機会が持たれているということがわかりました。また、人事交流については、阪南市から内閣府や、大阪府などの機関への出向、逆に大阪府から阪南市への出向などもあり、他の機関との人材と交流を行い、様々なことを学ぶ機会がある。ということがわかりました。これらを踏まえて、第15条職員の責務に関する検証結果は、これまで通り取り組んでいく。という結果としました。</p> <p>部会でどのような意見が出たかということですが、「行財政改革に取り組んでいく中、職員がマネジメントや経営に関わるような能力を身につけることが大事。そうすることで職員の視野が広がる」「今後、ICTや行政DXを進めていく必要がある」「コロナ禍により未実施の研修は、あまり先送りになりすぎないようにする必要がある」「必要な時に、必要なことを学べる状態を作っていくことも大事」「研修について、実施して終わりとするだけではなく、研修した内容をしっかりと職場内で共有したり、フィードバックするというのも大事」という意見が出ました。</p> <p>これらの意見を踏まえ検証結果に付す意見として、“組織全体の能力を向上させるために、研修で学んだことを職場内で共有するように、機会をしっかりと作ってください”“行財政改革を推進していくため、限られた資源の有効活用や財源の確保、ICTの活用など、職員は、知識、技能等の向上に努め、市長がそれを支援すること”という意見を付しました。</p>
副委員長 (部会長)	<p>次に、章が変わり、第7章第16条市民活動団体についてです。</p> <p>この章は、16条だけではないのですが、今回、部会で検証を行ったのは16条までですので、ここまで報告をさせていただきます。</p> <p>条文を検証する際に用いた資料は、市民公益活動団体やNPO法人の一覧、阪南市市制施行30周年事業の表彰団体、市民活動センターや地域交流館の利用状況、市民活動センターや地域交流館のパンフレットなどを用い検証を行いました。</p> <p>その結果、市内で活動する市民公益活動団体やNPO法人が多く、市民による様々な活動が活発に進められているとわかりました。市民活動センターという、市民活動を行おうとする人が相談に行くことができる、事務所を持たない団体が打ち合わせを行うことができる場所があることがわかりました。そして地域交流館という市民活動を行える場所もあることも確認できました。また、市民活動センターや地域交流館では、機関誌なども定期的に発行し、利用促進や市民に向けた情報提供を行っていることも確認できました。</p> <p>これらを踏まえて、第16条市民活動団体の検証結果は、これまで通り取り組んでいく。という結果としました。</p> <p>部会でどのような意見が出たかということですが、「市民公益活動団体に登録することで、市民活動センターの貸室利用や活動の支援を得られるようになっているため、登録の状況、登録をしている団体の更新作業をするということが大事」「活動団体の活動状況の把握もしていく必要がある」「市民活動センターや、地域交流館が作成する発行物は、読む人に誤解を与えるようなわかりにくい表現はしないよう工夫を行う必要がある」「市民活動団体の支援について、いろいろ工夫しながら、継続させていく環境ついでいうのを整える必要がある」という意見が出ました。</p> <p>これらの意見を踏まえ検証結果に付す意見として、“執行機関は、市民活動団体等の活動を安定して継続的に支援することができる市民活動センターとなるように、市や市民も協力していく必要がある”“市民公益活動団体の活動状況の把握や登録更新作業というのを定期的に行うこと”“広報物について、必要な人が必要な情報を正確に得られるように工夫をする必要がある”“直接活動に取り組んでない人にも見てもらえるような、配布発信の方法の検討を行うこと”という意見を付しました。</p>
副委員長 (部会長)	<p>以上が、部会での検証結果となります。</p> <p>一方的に報告を行いましたので、わかりにくい部分もあるかもしれません。部会に関わっておられない推進委員会の皆さまからも、全体を通して様々なご意見をいただければと思います。また、部会では、それぞれの条文の検証を行うため、このような資料を確認すればいいのではという議論を最初に行ったのですが、この部分についても、その他にこのような資料も確認しておいた方が良いでしょう。というアイデアなどありましたらいただければと思います。部会に持ち帰って資料を集めて、再度検討したいと思いますので、よろしく願います。</p> <p>また、部会員の皆さまも、付け加えたりすることがあればぜひ、補足をお願いします。私からの報告は以上です。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、副委員長（部会長）から、また事務局からも併せてこれまでの検証状況について説明をいただきました。これらの内容につきまして、ご意見やご質問等ありましたらお願いします。いかがでしょうか。</p>
委員	<p>職員の責務というところで、人事交流の話も出たのですが、例えば大阪府に2年間出向した後、戻って来られて、職務を市で行われているというのは理解できます。ただ、その方が次の人事異動ですぐ異動してしまう。そうすると、その間に他の人に研修などで、学んできたことが共有されたり、活かされているのかどうか。</p> <p>その辺を人事交流などの形で充実させていただいたらありがたいなと思います。</p>

副委員長 (部会長)	確かに、人事交流についての状況については確認しましたが、その後の、どのようにその方が活躍されているか、例えば大阪府に行って、どんなことを経験されて、それを市にどうやって活かしているのか。そのようなことをもう少し確認するとともに、もう少し工夫できる点があれば、しっかり工夫していけるように、意見を付す必要があるかなと思いました。また、部会に持ち帰って確認をさせていただきたいと思います。
委員	部会委員側からの意見になりますが、第7条財政自治の原則というところがありまして、実はここは部会でも、意見がたくさん出てきて、特に阪南市が今非常に財政が危機的な状況にあるという中で、関心が高かった条文かと思えます。 私自身も少し発言させていただいた中で、この部分で取り扱うべきなのかっていうのが難しいと思うのが、この財政危機にある他の自治体で自治基本条例を改正したことがあるかなどを調べていただいたのですが、私が懸念してた部分は、財政危機であるということで、この条文にもあるように、もちろん財政的な安定というのが最優先事項になってしまうと思うんですが、そのことによって、住民自治なり、市民活動が非常に大きく制約をされてしまわないかということは、気を付けた方がいいと思います。 要は、お金がないから、市民の声は聞いても仕方ないとか、逆に市民サービスを縮小されても市民は文句を言うべきでないというような事が、今後起きてしまわないように、この自治基本条例ってというのは、この財政危機にある中で、住民自治をどう守っていくかというのは、非常に大きなことだと思っています。 そういうことをどこに入れていいのかわかってのがちょっと、私自身もなかなか答えはないのですが、この財政自治の原則の条文だけを見るとむしろ、財政を安定させましょう。という条文なので、片やどこか相反するところで、そうは言っても住民自治は必ず守っていきましょう。ということはこの条文に入れるのか。また違う条文で、財政危機にある中でも住民自治をきちんと守りましょう。ということが、どこかにわかりやすく明記をされる方がいいのかなというのは、改めて感じたところです。
副委員長 (部会長)	どこにそのような意見を付していくのか。ということは、ご指摘の通り、難しく第7条は違うのかなという気がしてらるんですが。全体に関わるようなことは、もしかしたら、その各条文に当てず全体に対応するものとしてまとめるという方法もありますし、これから具体的に、市民参画と協働などに関わる第7章の条文議論も行っていきますので、の中で、もしかしたら、この条文に記載していけば良いのでは。というところが出てくるかもしれませんので、今度の議論にきちんと反映させたいと思います。
委員	ちょっと私が気になってることは、地域交流館なんですけど、令和4年度から月曜日・火曜日と休館になるんです。まずは、地域交流館の利用として日曜日が多いのか火曜日が多いのか比べると、やっぱり日曜日の方が少ないということで、日曜日・月曜日と休みになれば市民の活動は活発にできるかと思うんですけども、財政を優先で市民の声を聞くというか、市民の声はあまり届かなく、阪南市の財政の支出が、少なくて済むのでということで、月曜日・火曜日が休みになったと聞いております。 市民や事業者の声も聞いていく必要ではないかと記載いただいているんですけども、現実にはそうならないこともあるので、せっかく文章ができて実行されなかったり、市民の声が届いてない状態だったら、寂しいなと思いますので、市民の活動する場を優先して考えていただけたらありがたいと思います。
委員長	ありがとうございます。 具体的な事例からの問題提起もいただいております。16条、17条、18条あたり含めてご検討いただければと思います。今後、検討いただくところも入っておりますのでよろしくお願い致します。 その他、いかがでしょうか。
委員	阪南市には、自治基本条例という立派なものができています。けれども、我々はこのように委員会などに関わっているから、条例がどのようなものかというのは分かるのですが、市職員や市民に対して、この条例を知ってもらう方法っていうんですか。何かちょっと、物足りないのではと思うところもあります。何か良い宣伝方法を考えて頂ければと思います。
委員長	ありがとうございます。 ぜひ、部会でも今頂きましたご意見踏まえて、条文ごとのご意見とあわせ全体通じて、部会で検討されると思います。 その際に、今のような点、ぜひしっかりと踏まえて、ご議論をいただくようよろしくお願い致します。 その他、いかがでしょうか。 ご意見ないようですので、今日の段階では途中段階でございます。この後、部会で残りの各条項、条文について検討いただき、さらには、全体もう一度振り返って条例全体についての検討をいただき、再度、この推進委員会にご報告をいただきたいと思います。それらの報告を踏まえ、推進委員会としても最終結論を出していく、そんな進め方にしたいと思います。
委員長	それでは本日の自治基本条例の見直し検討作業の中間報告、そこにつきましてのご意見等は以上にしたいと思います。なお、いろいろとご意見等あろうかと思っておりますので、その点につきましてはまた事務局の方にご連絡をいただければと思います。よろしくお願ひいたします。また、部会の皆様方には大変でございますけれども先ほど来、各委員から出ておりますご意見踏まえてしっかりとご検討をよろしくお願い致します。それでは次第の3のところは以上にさせていただきます、自治基本条例の見直しのところにつきましては、また次年度改めてご検討さませていただくということにしたいと思います。 それでは、次第4その他に移りたいと思います。

【その他について】

事務局 その他について、次回の日程について説明。

(委員からの意見、質疑・応答)

部会長 ただいま、事務局から説明のありましたことについて、何かご意見があれば。

なし

部会長 それでは本日予定しておりました、案件はすべて終了いたしました。  
長時間に渡りありがとうございました。